

介護予防訪問看護契約書
訪問看護契約書
医療訪問看護契約書

南高井訪問看護ステーション（松山市 3860190192 号）

〒791-1112

愛媛県松山市南高井町 320 番地 1

T E L : (089) 976-7778

F A X : (089) 976-5505

U R L : <https://www.tensinkai.or.jp/>

E - mail : kango-station@tensinkai.or.jp

[介護予防]訪問看護契約書

ご利用者（以下、「甲」といいます）と南高井訪問看護ステーション（以下、「乙」といいます）は、乙が甲に対して行う[介護予防]訪問看護サービスについて、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

乙は、甲に対し、各種保険法令の趣旨にしたがって、甲が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう[介護予防]訪問看護サービスを提供し、甲は、乙に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

- 1 この契約書の有効期間は契約の締結日から甲の各種保険等の有効期限満了日までとします。
- 2 第1項に関わらず、甲が各種保険等の更新申請において引き続き認定された場合、この契約は自動的に更新後の認定期間満了日まで延長されます。
- 3 この契約の締結日において、現に甲が各種保険等の申請中であり、後に甲が非該当と認定された場合、その時点でこの契約は無効となります。

第3条（[介護予防]訪問看護計画）

- 1 乙は、介護保険適用サービスをご利用の場合は、主治医の指示のもと、甲の日常生活全般の状態及び希望を踏まえ「居宅サービス計画」又は「介護予防サービス支援計画表」に沿って、医療保険適用サービスをご利用の場合は、主治医の交付する「訪問看護指示書」に沿って「[介護予防]訪問看護計画」を作成します。乙は、この「[介護予防]訪問看護計画」の内容を甲及びその家族に対し説明します。
- 2 「[介護予防]訪問看護計画」が甲の合意をもって変更され、乙が提供するサービス内容にも影響が生じた場合、乙は「[介護予防]訪問看護計画」を新たに作成し甲の了承を得ることとします。

第4条（[介護予防]訪問看護の内容）

- 1 [介護予防]訪問看護におけるサービスの概要は【重要事項説明書】のとおりです。
- 2 乙は、第3条に定めた「[介護予防]訪問看護計画書」に沿って[介護予防]訪問看護を提供します。乙は[介護予防]訪問看護の提供にあたりその内容について説明します。
- 3 サービス提供にあたっては、乙は介護保険法令に定められている資格を有するものを従事させます。

第5条（サービス提供の記録）

- 1 乙は、サービス提供の記録を作成し、この契約の終了後5年間保管します。
- 2 甲又は甲の代理人は、乙の営業時間内にその事業所内にて、甲に対するサービスの記録を閲覧することができます。
- 3 甲は、当該本人に関する第1項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。ただし、乙は甲に対し1枚当たり20円を請求できるものとします。

第 6 条（料金及び支払方法等）

当月料金の合計額の請求に明細を付して、利用月の翌月 10 日までに利用者へ請求します。
利用料金の自己負担分の合計を翌月 20 日までに現金（クレジットカードも使えます）または自動引き落としによりお支払いください。その他、詳細はお尋ねください。

第 7 条（サービスの中止）

- 1 甲は、サービスの提供開始 1 時間前までに乙に申し出ることにより、料金を負担することなくサービスを中止することができます。
- 2 甲が、サービス提供の 1 時間前までに乙に連絡すること無くサービスの利用を中止した場合は、乙は、甲に対して【重要事項説明書】に定める計算方法により、料金の全額または一部を請求することができます。

第 8 条（料金の変更）

- 1 乙は、甲に対して、事前に文書で通知することにより、利用料及びその他の単価の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
- 2 甲が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【同意書】を作成し、お互いに取り交わします。

第 9 条（契約の終了）

- 1 甲は、乙に対して、7 日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、甲の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合には、乙との合意の上、直ちにこの契約を解除することができます。
- 2 乙は、やむを得ない事情がある場合、甲に対して、1 ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、甲は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
 - ①乙が正当な理由無くサービスを提供しない場合
 - ②乙が守秘義務に違反した場合
 - ③乙が甲やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④乙が破産した場合
 - ⑤第 8 条の料金変更を承諾しない場合
- 4 次の事由に該当した場合は、乙は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
 - ①甲が正当な理由無く、サービス提供の中止をしばしば繰り返した場合
 - ②乙が甲からのサービス提供に関する必要な協力を得られないことが理由でサービス提供をできない場合
 - ③甲またはその家族等が乙やその従業者または他の利用者に対して、サービス提供を継続し難いほどの背信行為を行った場合
 - ④甲のサービス利用料の未納がある状態が 3 ヶ月以上継続し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず、7 日以内に支払いが無い場合

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ①甲が介護保険施設に入所した場合
- ②甲の介護認定等の区分が非該当と認定された場合
- ③甲のサービス利用が6ヶ月以上に亘り実績がなく、契約継続の申し出がない場合
- ④甲が死亡した場合

第10条（守秘義務）

- 1 乙及び乙の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た甲及び甲の家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。本項は契約終了後も有効です。
- 2 乙は、甲及び甲の家族から予め文書で同意を得た場合に限り、甲及び甲の家族の個人情報を使用することがあります。

第11条（事故発生時の対応及び損害賠償）

- 1 乙は、甲に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 乙は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- 3 乙は、甲に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。なお、当事業所では以下のとおりの賠償責任保険に加入しています。
（補償内容：1事故限度額 1億5千万円）

第12条（利用上の注意義務等）

- 1 甲は、乙の施設、設備、備品等をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 甲は、乙の施設、設備、備品等について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

第13条（緊急時等の対応）

乙は、サービスの実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医等に連絡する等の措置を講じます。

第14条（連携）

乙は、[介護予防]訪問看護の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービスまたは福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。

第15条（身分証携行義務）

乙は、サービス従事者に、乙のサービス従事者であることを示す身分証等を携行させます。サービス従事者は、甲または甲の家族から提示を求められたときは、いつでも提示します。

第 16 条（相談・苦情）

乙は、甲からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、サービス提供等に関する甲の要望・苦情等に対し、迅速に対応し、改善されるように善処します。

第 17 条（身元引受人）

- 1 乙は甲に対し、身元引受人を求めます。ただし身元引受人を立てることができない相当な理由があると認められる場合は、この限りではありません。
- 2 身元引受人は、次の各号の責任を負います。
 - ① 契約終了の場合、乙と連携して甲の状態に見合った適切な受入先の確保に努めること。
 - ② 甲が支払うべき料金を滞納した場合の、滞納金の弁済。
 - ③ 甲が死亡した場合、甲の遺体及び遺留金品の引受け、その他必要な措置をすること。

第 18 条（本契約に定めのない事項）

- 1 甲及び甲の家族と乙は、信義誠実をもって本契約の履行に努めることとします。
- 2 本契約に定めのない事項について問題が発生した場合は、介護保険法令及びそのほか諸法令、本契約の目的を尊重し、双方協議の上定めます。

第 19 条（裁判管轄）

本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合には、甲及び乙は乙の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることを予め合意します。

第 20 条（暫定利用）

甲が介護認定等を申請中の場合は、介護支援専門員による暫定サービス計画書の内容に基づき、サービスを利用することができます。

F A X : 089-976-5505

■請求書送付先（１～２のいずれかに○を付けて下さい。）

１．ご本人に（手渡し・郵送）

２．ご家族等に郵送（契約書に記載の住所・それ以外）

上記２で（それ以外）を希望される場合

〒

住 所

氏 名

連絡先

別記 1

当法人における患者様・利用者様及びご家族の個人情報の利用目的

1. 法人内での利用

- 1 患者様・利用者様に提供する医療・介護サービス・ケアプランの作成
- 2 保険請求事務
- 3 会計・経理
- 4 医療・介護事故等の報告
- 5 当該患者様・利用者様へのサービスの質の向上
- 6 実習への協力
- 7 医療・介護の質の向上を目的とした院内症例研究
- 8 その他、患者様・利用者様に係る管理運営業務

2. 法人外への情報提供としての利用

- 1 他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの連携
- 2 他の医療・介護機関等からの照会への回答
- 3 患者様・利用者様の診療等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- 4 検体検査業務等の業務委託
- 5 ご家族等への病状説明
- 6 審査支払機関へのレセプトの提出
- 7 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- 8 事業者等から委託を受けた健康診断に係る事業者等への結果通知
- 9 医師賠償責任保険等に係る、医療・介護に関する専門の団体や保険会社等への相談又は届出等
- 10 その他、患者様・利用者様への保険事務に関する利用

3. その他の利用

- 1 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 2 外部監査機関への情報提供
- 3 月報等への掲載資料

[介護予防]訪問看護 重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	南高井訪問看護ステーション
管理者	藤久 裕子
所在地・電話番号	松山市南高井町 320 番地 1 ・ (089) 976-7778
サービス種類 介護保険指定番号	[介護予防]訪問看護 松山市 3860190192 号
事業の目的	要介護者及び要支援者に対し、事業所の保健師、看護師又は准看護師等が利用者の居宅において療養上の世話又は必要な診療の補助の適切な訪問看護、介護予防訪問看護を提供することを目的とします。
運営の方針	事業の実施に当たっては、要介護者等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指します。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
通常の事業の実施地域	松山市、伊予市、伊予郡砥部町、伊予郡松前町及び東温市とする。 ただし、島嶼部及び旧北条市、旧中山町、旧広田村、旧双海町を除く。
営業日 営業時間	月曜～金曜。但し、国民の祝日、12/31～1/3 までを除く。 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分まで。
サービス提供時間	サービス提供時間は、介護保険適用サービスご利用の場合は「居宅サービス計画」「介護予防サービス支援計画表」、医療保険適用サービスの場合は主治医の交付する「訪問看護指示書」の内容で行いますが、詳細は事業所までお問い合わせください。その他、緊急時は電話等で 24 時間対応できる体制を整備しています。
サービス内容	病状の観察・身体的清拭・褥瘡の処置・カテーテル等の管理・リハビリテーション・家族への療養上の指導・ターミナルケア・その他医師の指示に基づく医療処置 【サービス内容における留意事項】 1) 理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに訪問させるものです。 2) 理学療法士等が訪問を行うサービス利用だけであっても、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたり、訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問をさせていただきます。

2. 従業員の勤務体制

管理者	常勤	1 名
看護師等	常勤	4 名以上（内、1 名は管理者と兼務）
理学療法士	常勤	1 名以上
作業療法士	常勤	1 名以上
言語聴覚士	常勤	1 名以上

3. 利用料金

(1) 利用料について

介護保険適用のサービスをご利用の場合は、自己負担は原則として介護保険負担割合証に応じた額となります。その他公費からの給付を受けられる場合は、ご利用になる公費に応じて利用料が軽減されます。また、介護保険適用外の場合や給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

医療保険適用のサービスをご利用の場合は、基本料金の加入されている保険負担割合に準じた負担額となります。また、その他利用料については、全額自己負担となります。

(2) キャンセル料

利用者様の都合による急なキャンセルの場合は、下記の料金を請求することがあります。

サービス提供開始 1 時間前までにご連絡頂いた場合は無料
上記以外は予定されていたサービスの利用料金の全額

(3) その他

①サービス従事者が、サービス提供のために利用するオムツ、水道、ガス、電気、電話等の料金は利用者様の負担となります。

②事情により、償還払いとなる場合は、サービス提供証明書を発行いたします。

4. 支払方法

当月料金の合計額の請求に明細を付して、利用月の翌月 10 日までに利用者へ請求します。

利用料金の自己負担分の合計を翌月 20 日までに現金（クレジットカードも使えます）

または自動引き落としによりお支払いください。その他、詳細はお尋ねください。

5. サービス内容に関する相談及び苦情窓口

○当事業所担当 藤久 裕子

受付日時：月曜日から金曜日 8:30～17:30 (089) 976-7778

(その他の行政機関窓口)

○愛媛県国民健康保険団体連合会

受付日時：月曜日から金曜日（祝日除） 8:30～17:15 (089) 968-8700

○松山市役所 指導監査課

受付日時：月曜日から金曜日（祝日除） 8:30～17:15 (089) 948-6968

○愛媛県福祉サービス運営適正化委員会

受付日時：月曜日から金曜日（祝日除） 9:00～12:00、13:00～16:30 (089) 998-3477

- (1) 提供したサービスについて苦情があった場合は、直ちに担当者が本人又は家族に連絡を取り、詳しい事情を確認するとともに、職員からも事情を確認し、状況の把握に努めます。
- (2) 苦情を受けた場合は内容を記録、保管します。
- (3) 問題点の検討を行い再発防止に努めます。
- (4) 検討した対応策については必要に応じて、本人または家族に説明を行います。

6. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待等の防止等のために、次にあげるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催。
- (2) 虐待防止委員会での検討結果を従業者に周知。
- (3) 虐待防止のための指針を整備。
- (4) 虐待を防止するための研修を定期的に開催。
- (5) 前四号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置

虐待防止に関する責任者	管理者 藤久 裕子
-------------	-----------

- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

7. 身体拘束の禁止について

身体拘束の適正化を図るため、次のとおり必要な措置を行います。

- (1) サービスの提供にあたっては、利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。
- (2) やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、本人又は家族等に対し、身体拘束等が必要な理由（緊急やむを得ない3要件：切迫性・非代替性・一時性）について十分な説明を行い、書面による同意を得るものとします。また、実施に際しては、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

8. ハラスメントの対策について

サービスの提供時に利用者又は家族が、職員に対し次の各号に掲げるハラスメント行為を行った場合はサービスを中止し、状況の改善が見られない場合は契約を解約する場合があります。

- (1) 叩く、蹴る、物を投げる等、身体的な力を使って危害を及ぼす行為又はその恐れのある行為。
- (2) 大声を発し威圧的な態度をとる等、個人の尊厳や価値を言葉や態度によって傷つける行為。
- (3) 必要もなく体を触る等の性的な嫌がらせ行為。
- (4) 上記に準ずる行為と判断される行為。

9. 秘密保持等

- (1) 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めます。
- (2) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (3) 事業者は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (4) 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ることとします。

10. その他運営に関する重要事項

- (1) 事業者は、従業者の質的向上を図るため、研修機関が実施する研修や事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保します。
- (2) 事業者は、サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。
- (3) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて別途定めます。
- (4) サービスの提供にあたり、サービス従事者が利用者様にご協力の依頼をする場合があります。利用者様はできる限り従事者に協力してください。サービスの提供や他の利用者様に不都合が出る場合には、サービス提供をお断りする場合があります。

11. 緊急／事故発生時の対応方法

- (1) サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所、市町村等必要個所へ連絡します。

緊急連絡先		
	①	②
氏 名	続柄	続柄
住 所	〒	〒
電話番号		
	自宅 ・ 会社 ・ 携帯 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日	自宅 ・ 会社 ・ 携帯 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日
	自宅 ・ 会社 ・ 携帯 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日	自宅 ・ 会社 ・ 携帯 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日
	自宅 ・ 会社 ・ 携帯 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日	自宅 ・ 会社 ・ 携帯 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日
主治医連絡先		
医療機関名		
医 師 名		
住 所		
電話番号		

- (2) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

◆ 緊急を要する際の搬送先決定権者の確認。

緊急時の医療機関等への搬送先については、（ 家族へ確認 ・ サービス事業所の判断 ） に対応したので構いません。

※重要事項説明者 ：

【介護予防】訪問看護サービス利用料金のご案内 （介護保険の場合）

(1) 基本利用料（介護予防訪問看護費）

【看護師の場合】

☐ 20 分未満	3,030 円	☐ 30 分未満	4,510 円
☐ 30 分以上 1 時間未満	7,940 円		
☐ 1 時間以上 1 時間 30 分未満	10,900 円		

※准看護師訪問の場合は、基本利用料の 90%になります。

【理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の場合】

☐ 1 回につき（1 回あたり 20 分）	2,840 円
--	---------

※1 日に 2 回を超えて介護予防訪問看護を行った場合、1 回につき 100 分の 50 に相当する金額となります。

※利用が 12 か月を超える場合は、基本料金から 50 円減算となります。

(2) 基本利用料（訪問看護費）

【看護師の場合】

☐ 20 分未満	3,140 円	☐ 30 分未満	4,710 円
☐ 30 分以上 1 時間未満	8,230 円		
☐ 1 時間以上 1 時間 30 分未満	11,280 円		

※准看護師訪問の場合は、基本利用料の 90%になります。

【理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の場合】

☐ 1 回につき（1 回あたり 20 分）	2,940 円
--	---------

※1 日に 2 回を超えて訪問看護を行った場合、1 回につき 100 分の 90 に相当する金額となります。

(3) 加算料金

【上記の基本利用料とは別に、サービス内容によって以下の料金が加算されます。】

☐ 複数名訪問加算（Ⅰ）	30 分未満 2,540 円/回 30 分以上 4,020 円/回
☐ 複数名訪問加算（Ⅱ）	30 分未満 2,010 円/回 30 分以上 3,170 円/回
☐ 1 時間 30 分以上の訪問看護を行う場合	3,000 円/回
☐ 緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	6,000 円/月
☐ 特別管理加算（Ⅰ）・（Ⅱ）	☐ （Ⅰ）5,000 円/月 ☐ （Ⅱ）2,500 円/月
☐ 初回加算	（Ⅰ）3,500 円/月 （Ⅱ）3,000 円/月
☐ 退院時共同指導加算	6,000 円/回
☐ 看護・介護職員連携強化加算	2,500 円/月
☐ ターミナルケア加算	25,000 円/月
☐ 夜間・早朝又は深夜の場合	（夜間早朝）+25% （深夜）+50%
☐ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	60 円/回
☐ 介護職員等処遇改善加算	所定単位数の 1.8%

※夜間とは午後 6 時～午後 10 時、早朝とは午前 6 時～午前 8 時、深夜とは午後 10 時～午前 6 時です。

※複数名訪問加算（Ⅰ）・（Ⅱ）

同時に複数の看護師等により訪問看護を行うこと又は看護師等が看護補助者と同時に指定訪問看護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ている場合であって、利用者の身体的理由により 1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合、暴力行為、著しい迷惑行為、器物損壊行為等が認められる場合、又はその他利用者の状況等から判断して必要と認められる場合に 1 回につき算定します。

※緊急時訪問看護加算（Ⅰ）

利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあり、緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている場合に、当該事業所の看護師等が訪問看護を受けようとする者に対して、当該体制にある旨及び計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行う場合には当該加算を算定する旨を説明し、その同意を得た場合に 1 月につき算定します。

※特別管理加算（Ⅰ）・（Ⅱ）

指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者に対して、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に、1 月につき所定単位数を算定します。

※初回加算（Ⅰ）・（Ⅱ）

利用者が過去 2 か月間において当該訪問看護事業所から訪問看護（医療保険の訪問看護を含む）の提供を受けていない場合であって新たに訪問看護計画書を作成した場合に算定します。

（Ⅰ）病院、診療所から退院した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合に算定します。ただし、初回加算（Ⅱ）を算定している場合は算定しません。

（Ⅱ）病院、診療所から退院した翌日以降に初回の指定訪問看護を行った場合に算定します。

※退院時共同指導加算

病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するにあたり、訪問看護ステーションの看護師等が、退院時共同指導を行った後に当該者の退院又は退所後、初回の訪問看護を実施した場合に、1 人の利用者に当該者の退院又は退所につき 1 回（厚生労働大臣が定める状態にある利用者について複数日に退院時共同指導を行った場合には 2 回）に限り算定します。

※看護・介護職員連携強化加算

訪問看護事業所の看護職員が、訪問介護事業所の訪問介護員等に対し、たんの吸引等の業務が円滑に行われるよう、たんの吸引等に係る計画書や報告書の作成及び緊急時等の対応についての助言を行うとともに訪問介護員等に同行し、利用者の居宅において業務の実施状況について確認した場合、又は利用者に対する安全なサービス提供体制整備や連携体制確保のための会議に出席した場合に 1 月に 1 回限り算定します。

※ターミナルケア加算

在宅で死亡した利用者の、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日（死亡日及び死亡日前 14 日以内に当該利用者（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る）に対して訪問看護を行っている場合にあっては 1 日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）に算定します。

※サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

訪問看護事業所の全ての看護師等に対し、①看護師等ごとに研修計画を作成し、研修を実施または実施を予定していること。②利用者に関する情報の伝達又は看護師等の技術的指導を目的とした会議を定期的開催していること。③すべての看護師等に健康診断を定期的実施すること。④事業所の看護師等の総数のうち勤続年数7年以上の者の占める割合が30/100以上であることを満たす場合に算定します。

※介護職員等処遇改善加算

介護職員について、職位、職責及び職務内容等に応じた任用等の要件を定めること、並びにそれらに応じた職場環境の改善、賃金体系の整備及び処遇改善加算Ⅳ相当の加算額の2分の1以上を月給の改善に充当すること、並びにケアプランデータ連携システムを利用している場合に算定します。

※訪問看護物価対応料

令和8年度及び令和9年度の物価上昇に段階的に対応するため訪問看護管理療養費を算定する場合に算定します。

訪問看護サービス（医療保険の場合）利用料金のご案内

【基本利用料】

□訪問看護基本療養費（Ⅰ）

看護師の訪問

週3日まで	5,550円	週4日以降	6,550円
-------	--------	-------	--------

准看護師の訪問

週3日まで	5,050円	週4日以降	6,050円
-------	--------	-------	--------

悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人口膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合

12,850円

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合

5,550円

□訪問看護基本療養費（Ⅱ）

看護師の訪問

(同一日に2人)	週3日まで	5,550円	週4日以降	6,550円
----------	-------	--------	-------	--------

(同一日に3人以上9人以下)	週3日まで	2,780円	週4日以降	3,280円
----------------	-------	--------	-------	--------

准看護師の訪問

(同一日に2人)	週3日まで	5,050円	週4日以降	6,050円
----------	-------	--------	-------	--------

(同一日に3人以上9人以下)	週3日まで	2,530円	週4日以降	3,030円
----------------	-------	--------	-------	--------

悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人口膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合

12,850円

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合

(同一日に2人)	週3日まで	5,550円
----------	-------	--------

(同一日に3人以上9人以下)	週3日まで	2,780円
----------------	-------	--------

□訪問看護基本療養費（Ⅲ）

8,500円

☐訪問看護管理療養費

(月の初日の訪問) 7,710 円

(2日目以降) 単一建物居住利用者 20 人未満 3,010 円

【加算項目】

☐夜間・早朝加算

同一建物内 2 人以下 2,100 円 同一建物内 3 人以上 9 人以下 2,100 円 (月 15 日目まで)
1,900 円 (月 16 日目以降)

☐深夜加算

同一建物内 2 人以下 4,200 円 同一建物内 3 人以上 9 人以下 4,200 円 (月 15 日目まで)
4,000 円 (月 16 日目以降)

☐24 時間対応体制加算 6,800 円

☐特別管理加算 2,500 円 (特別な管理が必要なもの) 5,000 円

☐難病等複数回訪問加算

(1 日 2 回の場合) 同一建物内 2 人以下 4,500 円

同一建物内 3 人以上 9 人以下 4,000 円

(1 日 3 回以上の場合) 同一建物内 2 人以下 8,000 円

同一建物内 3 人以上 9 人以下 7,200 円 (月 20 日目まで)

6,900 円 (月 21 日目以降)

☐緊急訪問看護加算 2,650 円 (月 14 日まで) 2,000 円 (月 15 日以上)

☐長時間訪問看護加算 5,200 円

☐退院時共同指導加算 8,000 円 ☐特別管理指導加算 2,000 円

☐退院支援指導加算 8,400 円 (退院支援指導が 90 分を超えた場合)

6,000 円 (上記以外)

☐乳幼児加算 1,800 円 (別に厚生労働大臣が定める者) 1,400 円 (上記以外)

☐複数名訪問看護加算

(看護師の場合) 同一建物内 2 人以下 4,500 円 同一建物内 3 人以上 9 人以下 4,000 円

(准看護師の場合) 同一建物内 2 人以下 3,800 円 同一建物内 3 人以上 9 人以下 3,400 円

(看護補助者の場合) 同一建物内 2 人以下 3,000 円 同一建物内 3 人以上 9 人以下 2,700 円

☐訪問看護情報提供療養費 1,500 円

☐ターミナルケア療養費 (Ⅰ) 25,000 円 (Ⅱ) 10,000 円

☐訪問看護ベースアップ評価料 (Ⅰ) 1,830 円/月

☐訪問看護物価対応料 (1) 月の初日 60 円/日 月の 2 日目以降 20 円/日

【 ①の該当するもの及び②に合わせ、○の加算を該当する場合に算定します。 】

※ 上記の金額は 10 割で表示してあります。

ご負担いただく利用料については、各種保険の負担割合によって決まります。

精神科訪問看護（医療保険の場合）サービス利用料金のご案内

【基本利用料】

□精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）

看護師・作業療法士等の訪問

週 3 日目まで 30 分以上 5,550 円 30 分未満 4,250 円

週 4 日目以降 30 分以上 6,550 円 30 分未満 5,100 円

准看護師の訪問

週 3 日目まで 30 分以上 5,050 円 30 分未満 3,870 円

週 4 日以降 30 分以上 6,050 円 30 分未満 4,720 円

□精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）※同一日に 2 人以下の場合は、基本療養費（Ⅰ）と同様

看護師・作業療法士等の訪問（同一日に 3 人以上 9 人以下）

週 3 日目まで 30 分以上 2,780 円 30 分未満 2,130 円

週 4 日目以降 30 分以上 3,280 円 30 分未満 2,550 円

准看護師の訪問（同一日に 3 人以上 9 人以下）

週 3 日目まで 30 分以上 2,530 円 30 分未満 1,940 円

週 4 日目以降 30 分以上 3,030 円 30 分未満 2,360 円

□訪問看護管理療養費

（月の初日の訪問） 7,710 円

（2 日目以降）単一建物居住利用者 20 人未満 3,010 円

【加算項目】

□夜間・早朝加算

同一建物内 2 人以下 2,100 円 同一建物内 3 人以上 9 人以下 2,100 円（月 15 日目まで）
1,900 円（月 16 日目以降）

□深夜加算

同一建物内 2 人以下 4,200 円 同一建物内 3 人以上 9 人以下 4,200 円（月 15 日目まで）
4,000 円（月 16 日目以降）

□24 時間対応体制加算 6,800 円

□特別管理加算 2,500 円 （特別な管理が必要なもの）5,000 円

□難病等複数回訪問加算

（1 日 2 回の場合） 同一建物内 2 人以下 4,500 円

同一建物内 3 人以上 9 人以下 4,000 円

（1 日 3 回以上の場合） 同一建物内 2 人以下 8,000 円

同一建物内 3 人以上 9 人以下 7,200 円（月 20 日目まで）

6,900 円（月 21 日目以降）

□緊急訪問看護加算 2,650 円（月 14 日まで）

2,000 円（月 15 日以降）

□長時間訪問看護加算 5,200 円

□退院時共同指導加算 8,000 円 □特別管理指導加算 2,000 円

□退院支援指導加算 8,400 円（退院支援指導が 90 分を超えた場合）

6,000 円（上記以外）

□複数名精神科訪問看護加算

看護師・作業療法士の場合

(1日1回) 同一建物内2人以下	4,500円	同一建物内3人以上9人以下	4,000円
(1日2回) 同一建物内2人以下	9,000円	同一建物内3人以上9人以下	8,100円
(1日3回) 同一建物内2人以下	14,500円	同一建物内3人以上9人以下	13,000円

准看護師の場合

(1日1回) 同一建物内2人以下	3,800円	同一建物内3人以上9人以下	3,400円
(1日2回) 同一建物内2人以下	7,600円	同一建物内3人以上9人以下	6,800円
(1日3回) 同一建物内2人以下	12,400円	同一建物内3人以上9人以下	11,200円

看護補助者の場合 同一建物内2人以下 3,000円 同一建物内3人以上 2,700円

□精神科重症患者支援管理連携加算 (イ) 8,400円 (ロ) 5,800円

□訪問看護情報提供療養費 1,500円

□ターミナルケア療養費 (Ⅰ) 25,000円 (Ⅱ) 10,000円

□訪問看護ベースアップ評価料 (Ⅰ) 1,830円/月

□訪問看護物価対応料 (1) 月の初日 60円/日 月の2日目以降 20円/日

【 ①の該当するもの及び②に合わせ、○の加算を該当する場合に算定します。 】

※ 上記の金額は10割で表示してあります。

ご負担いただく利用料については、各種保険の負担割合によって決まります。

その他の利用料金のご案内

※下記の料金は、利用者の選定、希望により負担いただきます。

1、差額費用

- ① 1回の訪問時間が2時間を超える場合、その超えた部分の訪問看護
30分毎に1,000円

2、実費費用

- | | |
|-------------------|---------|
| ① おむつ等、日常生活上必要な物品 | 実費 |
| ② 死後の処置料 | 15,000円 |

